

別表1 受講要件(受講資格番号①～⑥に係る詳細)

受講要件	詳細(解釈)	提出書類 ※1
①介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者	・本年度を含め過去5年度の間(2回目以降の更新の場合は前回の更新後から)に、介護支援専門員法定研修(実務研修、現任研修・更新研修Ⅰ[専門課程Ⅰ・Ⅱ]、更新研修Ⅱ、再研修、主任介護支援専門員更新研修等)の企画、講師、ファシリテーターの経験がある者	・介護支援専門員法定研修(実務研修、現任研修・更新研修Ⅰ[専門課程Ⅰ・Ⅱ]、更新研修Ⅱ、再研修、主任介護支援専門員更新研修等)に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験等が分かる書類の写し 例…講師依頼文書・研修企画会議録等
②地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者	・本年を含め過去5年間(2回目以降の更新の場合は前回の更新後から)に、年4回以上参加した者 ・研修の回数は毎年4回以上が望ましいですが、特定の年に4回以上で可です。何日間か続く研修は1日を1回と数えます。特定の年(例:1月～12月、4月～3月、8月～7月、等)に4回以上で可とします。ただし、主任介護支援専門員更新研修の受講申込日までの期間となります。 ※令和7年度からは、1回の研修が1時間以上であることが要件となります。また、情報提供や報告事項と同時に開催される研修においては、合計時間ではなく、介護支援専門員の資質向上のための内容である研修が1時間以上である場合に要件を満たします。 ・研修として認めるのは、介護支援専門員連絡協議会(日本協会、近畿、県、圏域ブロック)、日本ケアマネジメント学会、地域包括支援センター・国・県・市・町、社会福祉協議会等が実施した介護支援専門員を主な対象とするものであり、介護支援専門員業務の質の向上に資するもののみとします。 ・非該当となる研修会等は、地域包括支援センターが開催する地域ケア会議や事例検討会、他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同して開催する事例検討会・研修会、事業所内研修、地域包括支援センター職員対象研修(介護予防プラン作成及びケアマネジメントに関する研修は除く)。また、多職種連携懇談会・多職種連携研究会・多職種連携事例検討会・多職種連携会議及び市民講座のように専門職向けでない内容のもの、内容が意見交換や情報共有のみの研修。 ※新型コロナウイルスの影響により予定していた研修が延期・中止になり、受講要件を満たせなかった者については、既に申込みが済んでおり、名簿等で申込みが確認できる研修に限定して、受講見込みがあったとみなします。	・受講証明証の写し(受講証明証が発行されている研修) ※受講証明が発行されていない研修については、研修の内容がわかるもの(研修資料など)の写し、もしくは復命書等の写しに、受講したことを所属先の管理者または上司の方の署名で証明の上、添付してください。 ※所属先の管理者または上司の方の署名で証明については、指定の様式はありませんので、「〇年〇月〇日 研修を受講したことを証明します。署名(管理者又は上司の方の直筆の署名)」のように記載してください。 ※情報提供や報告事項と同時に開催される研修においては、介護支援専門員の資質向上のための内容である研修が1時間以上だとわかる記載がある研修案内、受講証明書または、当日配付資料次第等。 ※新型コロナウイルスの影響により予定していた研修が延期・中止になり、受講要件を満たせなかった者については、研修の内容・申し込みがわかるもの(開催案内・申込書など)の写しに、申し込みしたことを所属先の管理者または上司の方の署名で証明の上、添付してください。
③日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者	・本年度を含め過去5年度の間(2回目以降の更新の場合は前回の更新後から)に、日本ケアマネジメント学会や介護支援専門員連絡協議会(日本協会、近畿、県)が主催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者 ・共同研究者は非該当。 ※新型コロナウイルスの影響により予定していた研究大会が延期・中止になり、受講要件を満たせなかった者については、既に演題発表申し込みが受理されており、名簿等で演題発表予定が確認できる研究大会に限定して、演題発表見込みがあったとみなします。	・当該演題発表等を証する書類の写し 例…当該研究大会に係る抄録・資料集等 ※新型コロナウイルスの影響により予定していた研究大会が延期・中止になり、受講要件を満たせなかった者については、研究大会での演題発表が予定されていたことがわかるもの(開催案内・演題発表申込書・抄録など)の写しに、演題発表が予定されていたことを所属先の管理者または上司の方の署名で証明の上、添付してください。
④日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー	・参考…認定ケアマネジャー制度については平成15年度から認定開始 ※認定ケアマネジャーの資格は、日本ケアマネジメント学会が行う資格試験に合格し登録された翌年度の4月1日より5年間となります。5年ごとに更新が必要で、資格を喪失されている方は受講要件を満たしません。	・認定ケアマネジャーを証する書類の写し
⑤介護支援専門員実務研修に係る実習指導者の実績がある者	・令和2年～令和6年度介護支援専門員実務研修にて実習担当された方が対象となります。 ・複数名が実習担当された場合、主担当のみが対象となります。 ※前回主任更新研修(又は主任研修)修了年度の翌年度以降から、次回の主任更新研修受講申し込み日までに、実務研修事業所実習を受け入れた事業所の実習担当者が対象となります。	・滋賀県社会福祉協議会 福祉研修センターから事業所に発行される「実習生決定通知書」をご提出してください。
⑥滋賀県主任介護支援専門員地域同行型実地研修をアドバイザーとして受講した者	・令和2年～令和6年度滋賀県主任介護支援専門員地域同行型実地研修にてアドバイザーをされた方が対象となります。 ※前回主任更新研修(又は主任研修)修了年度の翌年度以降から、次回の主任更新研修受講申し込み日までに、アドバイザーをされた方が対象となります。 なお、他府県での地域同行型実地研修(同様な研修)については、認めません。	・滋賀県主任介護支援専門員地域同行型実地研修の全講座の受講証明書

※1 提出書類等は、滋賀県及び滋賀県介護支援専門員連絡協議会等にて確認します。なお、提出書類は返却しませんので、原本でなくコピーを提出してください。